

波佐見町個人情報保護法施行条例

令和5年条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(開示決定等の期限)

第3条 開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第4条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条例に規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料は、無料とする。

- 2 法第87条第1項の規定により保有個人情報の写しの交付（電磁的記録にあつては、これに準じる方法として実施機関が別に定める方法を含む。）を行う場合の当該写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。
- 3 前項に定める費用の額は、実施機関が別に定める。

(情報公開・個人情報保護審査会の設置)

第6条 法105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について審査するため、波佐見町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 実施機関は、前項に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合において、保有個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運営上の細則を定めようとする場合

(審査会の組織及び委員)

第7条 審査会は、5人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(施行の状況の公表)

第8条 町長は、毎年度、法及びこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第10条 第7条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、町の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(波佐見町個人情報保護条例の廃止)

2 波佐見町個人情報保護条例(平成16年条例第16号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 次に掲げる者に係る旧条例第3条第2項、第6条第1項及び第34条第3項の規定によるその業務に関し知り得た旧条例第2条第1項に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

(3) この条例の施行の際現に旧条例第27条に規定する波佐見町個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の委員である者又はこの条例

の施行前において審査会の委員であったもの。

- (4) この条例の施行の際現に旧条例第37条に規定する波佐見町個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の委員である者又はこの条例の施行前において審議会の委員であった者
- 4 この条例の施行の日前に旧条例第10条又は第21条の規定により請求がされた場合における旧個人情報の開示及び訂正については、なお従前の例による。
- 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
 - (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) 附則第3項第2号に掲げる者
- 6 この条例の施行後に次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円の罰金に処する。
 - (1) 旧条例第3条第2項の規定に違反して旧個人情報を漏らし、又は使用した者
 - (2) 旧条例第9条第3項の規定に違反して旧個人情報を漏らし、又は使用した者
 - (3) 旧条例第27条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者
 - (4) 旧条例第34条第3項の規定に違反して旧個人情報の漏らし、又は使用した者
 - (5) 旧条例第37条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 7 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（波佐見町情報公開条例の一部改正）

- 8 波佐見町情報公開条例（平成14年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第12条中「波佐見町情報公開審査会」を「波佐見町情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第13条の見出し中「情報公開保護審査会」を「情報公開・個人情報保護審査会の設置」に改め、同条第1項中「波佐見町情報公開審査会」を

「波佐見町情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

(波佐見町特定個人情報保護条例の一部改正)

9 波佐見町特定個人情報保護条例（平成27年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「波佐見町個人情報保護条例（平成16年条例第16号）第2条第1項第2号」を「波佐見町個人情報保護法施行条例（令和5年条例第 号）第2条第1項」に改める。

第36条の見出し中「審議会への諮問」を「審査会への諮問」に改め、同条第1項中「波佐見町個人情報保護審議会」を「波佐見町情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第39条第1項中「波佐見町個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

10 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表中「情報公開審査会」を「情報公開・個人情報審査会」に改める。

別表中

「

個人情報審査会	委員長	18,000円	〃
	委員	15,000円	〃
個人情報審議会 委員	委員長	6,100円	〃
	委員	5,900円	〃

」を

削る。